



「みつばち」

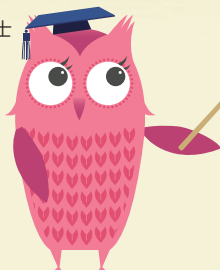
TAINS だより春号をお届けします。

今年は、新型コロナウイルスの影響で激動の確定申告期でした。非常事態宣言が発令されている地域もあり、今後も外出自粛など皆様方の業務に甚大な影響が考えられます。

このような環境下においても、TAINS6が皆様の税理士業務に役立つよう改良していきたいと思っておりますので、より一層のご愛顧賜りますようお願いいたします。

一般社団法人日税連税法データベース
上田 健一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

Contents / 目次

2020 春号
VOL26 No.222

- 特別寄稿 令和2年度税制改正のあらまし — 2
東京税理士会 中島 孝一
- メールニュース(2019年12月~2020年3月収録) — 12
- DB収録情報、会員数 — 21

令和2年度税制改正のあらまし

東京税理士会 中島 孝一

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しが行われた。

さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA(少額投資非課税)制度の見直しが行われた。

このほか、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等が行われたが、本稿では、主として税理士の中心的な関与先である中小会社に関連した項目について、改正内容の確認を行う。

[1] 個人所得課税

1 NISA制度の見直し

非課税期間5年間の一般NISAについては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直しされたうえで、口座開設可能期間が5年延長された。

投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くことになった。

また、非課税期間20年間の現行のつみたてNISAについては5年延長し、ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設は令和5年までとなったが、具体的な見直しは、次のとおりである。

(1) NISA制度について

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置が講じられた(措法9の8・37の14、附則68)。

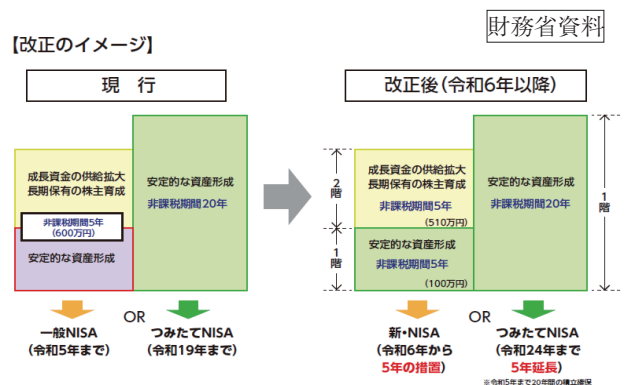
① 非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみ

たてNISA)の勘定設定期間が令和24年12月31日まで5年延長された。

② 現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置(一般NISA)の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置を創設し、従前の非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択して適用できることになった。

(2) ジュニアNISAについて

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)について、未成年者口座開設可能期間は延長せず終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることになった(措法9の9・37の14の2)。



2 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

取引価額が低額の土地については、取引コスト等が相対的に高いことがネックになり取引が進まず、活用されないまま所有されている場合がある。こうした土地のうち一定のものに係る譲渡所得を対象に100万円の特別控除を設け、取引の活性化を通じ低未利用地の活用を促進し、地域の価値向上を支援するための措置が創設された(措法35の3)。

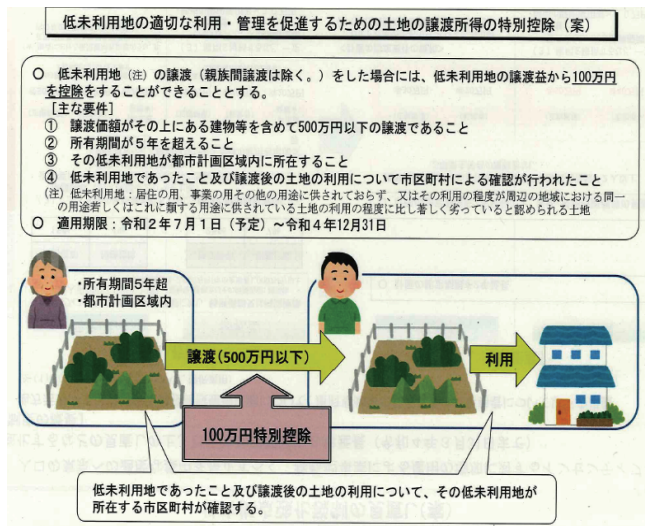
(1) 適用要件

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利（以下「低未利用土地等」という。）であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（その個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対してするもの及びその上にある建物等を含めた譲渡の対価の額として一定の額が500万円を超えるものを除く。）を土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間にした場合（譲渡後の低未利用土地等の利用についての市区町村の長の確認がされた場合に限る。）には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することができることになった。

(2) 適用制限

適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、その年の前年又は前々年において上記(1)の適用を受けている場合には、その低未利用土地等については上記(1)の適用ができないこととするほか、所要の措置が講じられた。

自民党税制調査会資料



3 配偶者居住権等の消滅等に係る取扱い

配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者敷地利用権」という。）について、次の措置が講じられた（所法60）。

(1) 残された配偶者により取得された配偶者居住権等

が消滅等した場合

配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅等をし、その消滅等の対価として支払を受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等（以下「居住建物等」という。）についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に配偶者居住権等割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とすることになった（下表参照）（所法60③）。

（注1）上記の居住建物等のうち建物の取得費については、その取得の日からその設定の日までの期間に係る減価の額を控除する。

（注2）上記の「配偶者居住権等割合」とは、その配偶者居住権の設定の時ににおける配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の価額に相当する金額の居住建物等の価額に相当する金額に対する割合をいう。

$$\left[\begin{array}{l} \text{配偶者居住権} \\ \text{の取得費} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{被相続人に} \\ \text{係る居住建物} \\ \text{の取得費（注1）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{配偶者} \\ \text{居住権} \\ \text{割合（注2）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{配偶者居住権の設定} \\ \text{から消滅等までの} \\ \text{期間に係る減価の額} \end{array} \right]$$

（注1）建物の取得費については、その取得の日から設定の日までの期間に係る減価の額を控除する。

（注2） $\frac{\text{設定の時ににおける配偶者居住権の価額に相当する金額}}{\text{設定の時ににおける居住建物の価額に相当する金額}}$

$$\left[\begin{array}{l} \text{配偶者敷地} \\ \text{利用権の取得費} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{被相続人に} \\ \text{係る敷地の} \\ \text{取得費} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{配偶者} \\ \text{敷地利用権} \\ \text{割合（注3）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{配偶者居住権の設定} \\ \text{から消滅等までの} \\ \text{期間に係る減価の額} \end{array} \right]$$

（注3） $\frac{\text{設定の時ににおける配偶者敷地利用権の価額に相当する金額}}{\text{設定の時ににおける当該敷地の価額に相当する金額}}$

(2) 相続人が取得した居住建物等を配偶者居住権等の消滅前に譲渡した場合

相続により居住建物等を取得した相続人が、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅する前に当該居住建物等を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その居住建物等の取得費から配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費を控除した金額とすることになった（次頁表参照）（所法60②）。

（注）上記の居住建物等のうち建物の取得費についてはその取得の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除することとし、上記の配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費についてはその配偶者居住権の設定の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除することとする。

＜建物の所有権部分の取得費の算定方法＞

$$\left[\begin{array}{l} \text{建物の所有権} \\ \text{部分の取得費} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{被相続人に} \\ \text{係る居住建物の} \\ \text{取得費 (注)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{配偶者} \\ \text{居住権の} \\ \text{取得費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{配偶者居住権の設定} \\ \text{の日から譲渡の日まで} \\ \text{の期間に係る減価の額} \end{array} \right]$$

(注) 建物の取得費については、その取得の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除する。

＜土地の所有権部分の取得費の計算方法＞

$$\left[\begin{array}{l} \text{土地の所有権} \\ \text{部分の取得費} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{被相続人に} \\ \text{係る敷地の} \\ \text{取得費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{配偶者} \\ \text{敷地利権} \\ \text{の取得費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{配偶者居住権の設定} \\ \text{の日から譲渡の日まで} \\ \text{の期間に係る減価の額} \end{array} \right]$$

(3) 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について

取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、居住建物等が取用等をされた場合において、配偶者居住権又は配偶者敷地利権が消滅等をし、一定の補償金を取得したときは、その適用ができる(措法33・33の2他)。

(注) 特例の対象となる上記の補償金の全部又は一部に相当する金額をもって取得する代替資産の範囲について、所要の措置が講じられた。

(4) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象について

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、第一種市街地再開発事業等が施行された場合において、居住建物等に係る権利変換により施設建築物の一部等に配偶者居住権が与えられたときが加えられた(措法33の3)。

(注) 上記(3)及び(4)の改正に伴い、権利変換により、建物の賃借権を取得しなかった場合において一定の補償金を取得するとき及び施設建築物の一部等に賃借権が与えられた場合についても、これらの特例の適用対象となることが法令上明確化された(法人税についても同様)。

4 住宅ローン控除の適用制限

住宅の取得等をした家屋(以下「新規住宅」という。)をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から3年目に該当する年中に新規住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡(以下「従前住宅等の譲渡」という。)をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例(右記①・②・③・④)の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除及び認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けることが

できないことになった(措法41の3・41の19の4他)。

- ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の3)
- ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除(措法35)
- ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法36の2)
- ④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(措法37の5)

(注) 上記の改正は、令和2年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用される(附則71・75)。

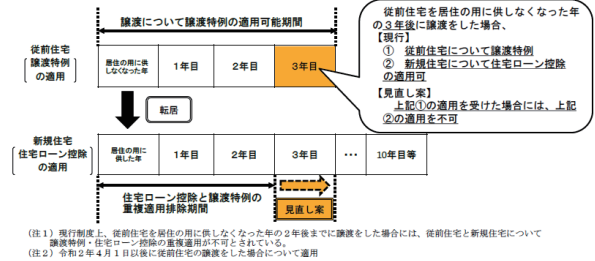
自民党税制調査会資料

居住用財産の譲渡特例を適用した場合における住宅ローン控除の適用の見直し(案)

【現行制度の概要】
 ○ 居住用財産の譲渡特例については、居住用財産について居住の用に供しなくなった日から3年経過日の属する年の年末までの譲渡について適用が可能となっている。
 ○ 一方、住宅ローン控除の適用については、居住年を含めた前後2年間に居住用財産の譲渡特例の適用を受けている場合には、適用ができないこととされている。

＜会計検査院の平成30年度決算検査報告における指摘＞
 新規住宅の取得に住宅ローン控除の特例を受けた3年後に、前住居を譲渡して譲渡特例の適用を受け、住宅ローン控除特例及び譲渡特例の適用を併用している制度の趣旨に鑑み、必ずしも実質的損益のものとすべきでないと考えられる状況が見受けられた。

【見直し案】
 新規住宅の居住年から3年後に従前住宅を譲渡した場合において、その譲渡について譲渡特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅ローン控除の適用ができないこととする。
 (注) 措法41の19の4(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)の適用についても同様とする。



5 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例が、次のとおり創設された(措法41の4の3)。

(1) 国外中古建物の償却費相当が必要経費に算入されない場合

個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなされることになった。

(注1) 上記の「国外中古建物」とは、個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算

する際の耐用年数を次の方法（下記①・②・③）により算定しているものをいう。

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産についてその法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とする方法
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産についてその資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数を耐用年数とする方法
- ③ その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法（その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合を除く。）

（注2）上記の「国外不動産所得の損失の金額」とは、不動産所得の金額の計算上生じた国外中古建物の貸付けによる損失の金額（その国外中古建物以外の国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額）をいう。

自民党税制調査会資料

国外中古不動産に係る不動産所得の課税の適正化（案）

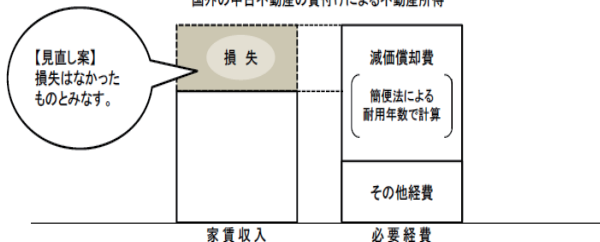
【会計検査院の平成27年度決算検査報告における指摘】
国外に所在する中古等建物の貸付けに係る不動産所得の計算については、「簡便法により算定された耐用年数が建物の実際の使用期間に適合していないおそれがある」と認められ、賃貸料収入を上回る減価償却費を計上することにより、・・・損益計算を行って所得税額が減少することとなっているとの指摘がなされている。

（注）国外に所在する中古等建物の貸付けに係る不動産所得の計算について、簡便法により耐用年数を7年と算定し、5134万円の減価償却費を計上。これにより発生した不動産所得の損失4405万円を同年分の給与所得等と損益通算を行うなどして、同年分の所得税額を減少させている事例がある。

【見直し案】
不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、耐用年数を簡便法（※）により計算した国外にある中古の建物の「減価償却費に相当する部分の損失」については、生じなかったものとみなし、損益通算等をできないこととする。

ただし、
○見直し法であってもその見直し年数が適切であることを証する一定の書類の添付がない場合は、本見直し案の対象とする。（※）
○なかったものとみなされ、損益通算できなかった損失の金額については、適正化の対象となった国外中古不動産を譲渡した際の譲渡所得の計算の際、取得費から控除する減価償却分には含めないこととする。（その分、譲渡所得が小さくなる。）
○国外における不動産所得同士での通算は引き続き可能とする。

国外の中古不動産の貸付けによる不動産所得



（2）前記（1）における国外中古建物に係る譲渡時の取得費の算定

前記（1）の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額からは、上記（1）によりなかったものとみなされた償却費に相当する部分の金額を除くこととするその他の所要の措置が講じられた。

6 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、次の措置が講じられた。

（1）未婚のひとり親に対する税制上の措置

未婚のひとり親に対して、次の見直しが行われた（所法2・81他）

① 現に婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの（寡婦又は寡夫である者を除く。）である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除する。

イ その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。）を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(イ) その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

(ロ) その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

② 上記①の控除については、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できる。

（注）上記の改正は、令和2年分以後の所得税について適用される（附則2）。なお、給与所得者については令和2年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置が講じられた（附則8）。

（2）寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦（寡夫）控除について、次の見直しが行われた（所法2・80）。

① 扶養親族その他その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。）を有する寡婦の要件に、合計所得金額が500万円以下であることが加えられた。

② 寡婦及び寡夫の要件に、次に掲げるいずれかの要件を満たすことが加えられた。

イ その者が住民票に世帯主と記載されている者である

場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

ロ その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

- ③ 現行の寡婦控除の特例は廃止された。
- ④ その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。）を有する寡婦に係る寡婦控除及び寡夫控除の控除額が35万円に引き上げられた。

（注）上記の改正は令和2年分以後の所得税について適用するほか、所要の経過措置が講じられた（附則2）。

【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】 財務省資料

| 現行 | | 改正後 | |
|------|---------|---------|---------|
| 寡婦控除 | 寡夫控除 | 寡婦控除 | ひとり親控除 |
| 配属所得 | 控除額 | 配属所得 | 控除額 |
| 合計所得 | 500万円以下 | 500万円以下 | 500万円以下 |
| 子 | 35 | 27 | 35 |
| 子以外 | 27 | 27 | 27 |
| 無 | 27 | - | - |

※個人住民税についても同様の改正を行います（ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円となります）。上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすることとします。
※令和2年分以後の所得税について適用します。個人住民税については令和3年度分以後について適用します。

7 源泉徴収における推計課税の整備

源泉徴収（青色申告書を提出した個人の事業所得の金額等に係る支払及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除く。）における推計課税について次の措置が講じられた（所法221）。

- ① 源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合において、税務署長がその源泉徴収義務者からその給与等の支払に係る所得税を徴収するときは、その給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間・労務の性質・その提供の程度その他の事項により、その給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推計等をして、これを行うことができることになった。
- ② 税務署長は、上記①によりその給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推計等を行うことが困難である場合には、給与等の支払の日が各月末日であるものとし、給与等の支払金額の総

額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これを給与等の支払金額の総額の計算の基礎となる期間の月数で除して計算した金額を、その支払を受けた者ごとの各月の給与等の支払金額として、所得税を徴収することができることになった。

- ③ 税務署長は、上記②の場合には、源泉徴収義務者の収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量その他事業の規模等により、給与等の支払金額の総額又は給与等の支払を受けた者の人数の推計をして、所得税を徴収することができることになった。
- ④ 給与等のほか、退職手当等及び報酬・料金等並びに非居住者が支払を受けるこれらのものについても同様の措置が講じられた。

（注）上記の改正は、令和3年1月1日以後に支払われる給与等、退職手当等及び報酬・料金等について適用される（附則10）。

【2】資産課税

1 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

固定資産税の納税義務者は、原則として登記記録上の所有者であるが、納税義務者が死亡し、相続登記がなされない場合、新たな納税義務者となる「現に所有している者」を課税庁が自ら調査し、特定する必要があり、当該調査に多大な時間と労力を要し、迅速・適正な課税に支障が生じている。

また、地方公共団体が調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、当該資産を使用収益している者が存在する場合、当該使用者に通知を行った上で、使用者を所有者とみなして課税することができることとするため、次の措置が講じられた。

(1) 現に所有している者の申告の制度化

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることになった（地法384の3・385・386）。

（注1）固定資産税における他の申告制度と同様の罰則が設けられる。

（注2）上記の改正は、令和2年4月1日以後の条例の施

行の日以後に現所有者であることを知った者について適用される。

(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

次の場合には、使用者を固定資産の所有者とみなすことになった（地法 343）。

- ① 市町村は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることになった。

(注) 上記の「一定の調査」とは、住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査をいう。

- ② 上記①により使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知するものとする。

(注) 上記の改正は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用される。

2 相続税・贈与税の届出書等における決算書類の添付不要化

相続税・贈与税における次に掲げる届出書等について、貸借対照表・損益計算書の添付を要しないことになった。

- ① 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予における継続届出書等
- ② 担保が保証人（法人）の保証である場合における延納申請書
- ③ 非上場株式を物納する場合における物納申請書

[3] 法人課税

1 イノベーション強化に向けた取組み

(1) オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの（以下「対象法人」という。）が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることになった。

この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りでない（措法 66 の 13 他）。

- ① 上記の「特定事業活動を行うもの」とは

「特定事業活動を行うもの」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう。

- ② 上記の「特定株式」とは

「特定株式」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後 10 年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人（以下「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

イ 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合 50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。

ロ 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。

ハ その払込金額が1億円以上（中小企業者にあつては1千万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上）であること。ただし、対象となる払込みに上限が設けられている。

ニ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。

- ③ 特別勘定の取崩事由

次に掲げる場合は、特別勘定の取崩事由に該当する。

イ 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合

ロ 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合

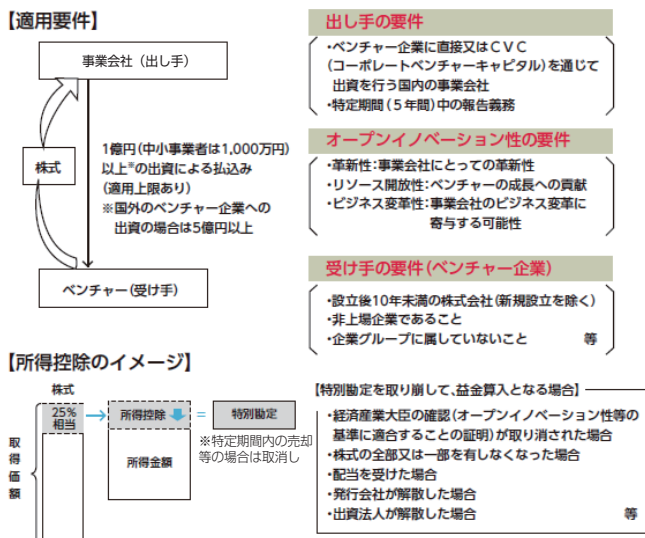
ハ 特定株式につき配当を受けた場合

ニ 特定株式の帳簿価額を減額した場合

ホ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任

- 組合等の出資額割合の変更があった場合
- へ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ト 対象法人が解散した場合
- チ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

財務省資料



(2) 交際費等の損金不算入制度における大法人の適用除外等

一部の大企業において、接待飲食費の特例によって交際費が大きく変化している状況とは言えず、現預金の大幅な減少に寄与していないことから、交際費等の損金不算入制度について、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上で、その適用期限が2年延長された（措法61の4他）。

2 特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

わが国経済社会や国民生活の根幹をなす5G情報通信インフラを早期に広く国民に普及させるため、超高速・大容量通信を実現する全国基地局の前倒し整備を支援するとともに、地域活性化や地域の課題解決を促進するため、地域の企業等様々な主体が、自ら5Gシステムを構築可能とするローカル5Gの整備を支援することが極めて重要である。

こうした点を踏まえ、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入を行う同法の認定特定高度情報通信等システム導入事

業者（仮称）に該当するものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合には、当該法人は、その取得価額につき、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができることになった。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（措法42の12の15の2他）。

(1) 一定のシステム導入とは

一定のシステム導入とは、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の認定導入計画（仮称）に従って実施される同法の特定高度情報通信等システム（仮称）の導入で、その早期の普及を促すものであってその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいう。

(2) 特定高度情報通信用認定等設備とは

特定高度情報通信用認定等設備とは、その法人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のものをいう。

財務省資料

| 新法の特組みにおける支援スキーム | | 課税の特例の内容 | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|---|---|-------|------|---------|------|--------|-------|-----|-----|-----------|-------|
| 主務大臣 認定 | 事業者 認定 | 特定高度情報通信技術活用システム導入計画 (認定の基準) ・安全性・信頼性 ・供給安定性 ・オープン性(国際アライアンス) ※ 開発供給事業者(ベンダー)の認定開発計画(仮称)の構築と連携 (支援措置) ・課税の特例 ・ツーステップローン等の金融支援 | ● 認定された導入計画に基づいて行う一定の設備投資について以下の措置を講じる。 | | | | | | | | | | |
| | | 課税の特例 (適切な供給及び早期の普及に関する認定基準) ・全国5Gは、開設計画前倒し分の基地局 ・より高い供給安定性 (重要な役割を果たすもの) ・システムを構築する上で重要な役割を果たすもの ・全国基地局は、高度なもの | <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業者</th> <th>対象設備</th> <th>税額控除(注)</th> <th>特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国キャリア</td> <td>機械装置等</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>ローカル5G免許人</td> <td>機械装置等</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。</p> <p>(対象設備) ・全国基地局(開設計画前倒し分であって高度なもの) 送受信装置、空中線(アンテナ) ・ローカル5G 送受信装置、空中線(アンテナ)、通信モジュール、コア設備、光ファイバ</p> | 対象事業者 | 対象設備 | 税額控除(注) | 特別償却 | 全国キャリア | 機械装置等 | 15% | 30% | ローカル5G免許人 | 機械装置等 |
| 対象事業者 | 対象設備 | 税額控除(注) | 特別償却 | | | | | | | | | | |
| 全国キャリア | 機械装置等 | 15% | 30% | | | | | | | | | | |
| ローカル5G免許人 | 機械装置等 | 15% | 30% | | | | | | | | | | |
| 主務大臣 認定 | | | | | | | | | | | | | |

3 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきたが、本制度の下での税額計算が煩雑である、税務調査後の修正・更正等に時間がかかり過ぎる、といった指摘があり、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、本制度を選択していない企業グループも多く存在する。

このため、企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図

そのため、平成14年度の制度創設以来18年ぶりに連結納税制度を抜本的に見直し、グループ通算制度へ移行することになった。

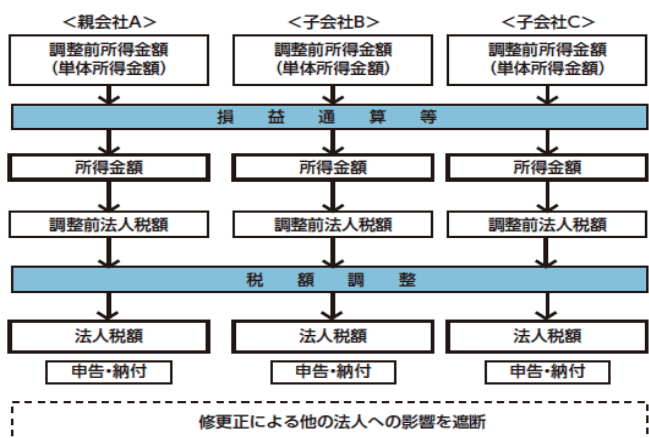
具体的には、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う簡素な仕組みとすることなどにより事務負担の軽減を図る。また、開始・加入時の時価評価課税・欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性が取れた制度とすることで、時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象が縮小されることになった(下表参照)(法第64条の5～14他)。

[改正の概要]

財務省資料

- 個別申告方式
企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う。
- 損益通算・税額調整等
欠損法人の欠損金額をグループ内の他の法人の所得金額と損益通算する。研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、通算グループ全体で税額控除額を計算する。
- 組織再編税制との整合性
開始・加入時の時価評価課税・繰越欠損金のグループへの持込み等について、組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金の持込み制限の対象を縮小する。
- 親法人の適用開始前の繰越欠損金の取扱い
親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。
- 中小法人判定の適正化
通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しない。
- 地方税
現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。
- 適用時期
企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

〈見直し後の計算イメージ〉



4 中小企業への支援措置

(1) 中小企業におけるオープンイノベーションに係る措置の創設

中小企業者で対象法人に該当するものが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得した場合には、その取得価額の25%の所得控除ができることになった。ただし、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その特定株式の取得から5年を経過している場合を除き、その事由に応じた金額を益金算入する(措法66の13)。(注)上記の「対象法人」及び「特定株式」は、前記1(1)及び(1)②と同様とする。なお、特定株式の払込みに係る要件は、その払込金額が1,000万円以上であることである。

(2) 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が2年延長された(措法61の4)。

5 企業版ふるさと納税の延長及び拡充

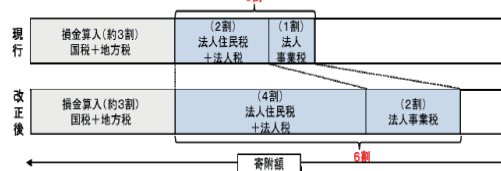
志ある企業の地方への寄附による地方創生の取り組みへの積極的な関与を促すことにより、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、手続きの抜本的な簡素化・迅速化のほか、更に寄附しやすくなるよう税額控除割合を従前の3割から6割に引き上げた上で、適用期限が5年延長された(措法42の12の2他)。

総務省資料

◎ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

〇 地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、以下の拡充等の措置を講じ、適用期限を5年延長する。

- ・ 税額控除割合を3割から6割に上げ
※ 損金算入措置(約3割)と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減



- ・ 個別認定から包括認定に転換し、計画認定手続を簡素化
- ・ 寄附時期の制限を大幅に緩和等

6 特定資産の買換え等の課税の特例の延長等

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しを行った上(主な見直しは次頁表参照)、その適用期限が令和5年3月31日まで3年延長された(措法65の7他)。

| 措法65の7 | 改正内容 |
|----------------------------------|---|
| 一号 既成市街地等の内から外への買換え | 譲渡資産から工場の立地が制限されていなかった区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等を除外 |
| 七号 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換え | 所要の経過措置が講じられた上、買換資産から鉄道事業用車両運搬具を除外 |

7 中小企業者等の少額減価償却資産の取得原価の損金算入の特例の延長等

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限が令和4年3月31日まで2年延長された（措法67の5他）。

- ① 対象法人から連結法人が除外された。
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件が500人以下（改正前：1,000人以下）に引き下げられた。

[4] 消費課税・国際課税

1 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限を延長することができる企業について、消費税の預り金的な性格を踏まえつつ、消費税の申告期限を1か月に限って延長する特例が創設された。

(1) 消費税（国税）

法人に係る消費税の確定申告書の提出期限について、次の措置が講じられた（消法45の2）。

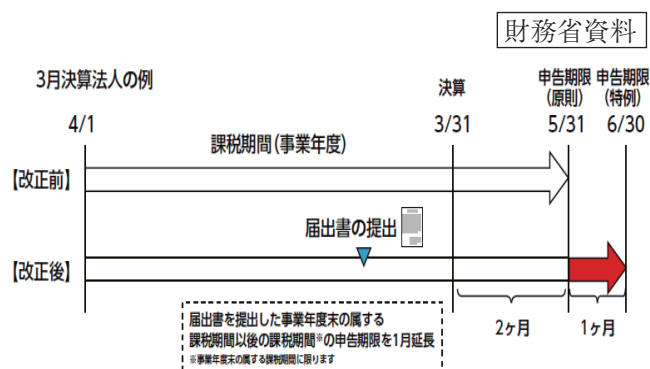
- ① 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1月延長される。
- ② その他所要の措置が講じられる。

（注1）上記の改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用される（附則45）。

（注2）確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付しなければならない。

(2) 地方消費税（地方税）

法人に係る消費税の申告期限特例の創設に伴い、地方消費税についても同様の措置が講じられ、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用される。



2 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額については、住宅家賃（非課税売上げ）に対応するものとして、本来、仕入税額控除の対象とはならないが、作為的な金の売買を継続して行う等の手法により、仕入税額控除を行う事例が散見されるため、仕入税額控除制度の適正化を図る観点から、次の見直しが行われた（消法30・35の2他）。

(1) 居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の不適用

- ① 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの（以下「居住用賃貸建物」という。）の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用が認められないことになった。

ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とする。

- ② 上記①により仕入税額控除制度の適用が認められないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は

譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整することになった。

(2) 居住用であることが明らかな貸付けは非課税

住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税が非課税になる。

(3) 棚卸資産の調整措置の追加（一定期間は事業者免税点制度及び簡易課税制度の不適用）

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けなかったこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置（以下「棚卸資産の調整措置」という。）の適用を受けた場合が加えられることになった。

(注) 上記 (1) の改正は令和2年 10 月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について、上記 (2) の改正は同年4月1日以後に行われる貸付けについて、上記 (3) の改正は同日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合について、それぞれ適用される（付則 44）。

ただし、上記 (1) の改正は、同年3月 31 日までに締結した契約に基づき同年 10 月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には、適用されない。

3 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

法人が外国子会社株式等を取得した後、子会社から配当を非課税で受け取るとともに（受取配当等の益金不算入規定の適用）、配当により時価が下落した子会社株式を譲渡することなどにより譲渡損失を創出させることが可能となっていることから、このような国際的な租税回避に適切に対応する観点から、右表に掲げる見直しが行われた。

【改正の概要】

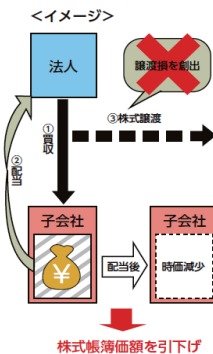
法人が (1)一定の支配関係にある外国子会社等から (2)一定の配当額を受ける場合、株式等の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額(※)を減額します。
 (※)支配関係発生後の利益剰余金から支払われたと認められる部分の金額を除くことができる。

(1)一定の支配関係にある外国子会社等(対象となる子会社)
 →法人(及びその関連者)が株式等の50%超を保有する子会社のうち、子会社が内国普通法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの間において株式等の90%以上を内国普通法人等が保有しているものを除くもの

(2)一定の配当額(対象となる配当)
 →1事業年度の配当の合計額が株式の帳簿価額の10%を超える場合の配当の合計額

※但し、その合計額が ①支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合 または ②2,000万円を超えない場合を除く。また、③配当の合計額のうち、支配関係発生から10年経過後に受ける配当額を除く。

*上記の見直しは、令和2年4月1日以後開始事業年度分の法人税について適用します。



【5】 納税環境整備

1 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行うことを可能とするとともに、その振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出に係る情報を送信する際、その申請等を行う者の電子署名及び電子証明書の送信が要しないことになり、令和3年1月1日以後に行う申請等について適用される。

2 準確定申告の電子的手続の簡素化

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）による所得税の準確定申告書の提出について、その準確定申告書に記載すべき事項と併せて申告書確認情報（電子署名及び電子証明書を送信する相続人（以下「申請等相続人」という。）以外の相続人がその準確定申告書に記載すべき事項を確認したことを証する電磁的記録をいう。）を送信する場合には、その申請等相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信が要しないことになり、令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合について適用される。

3 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を行っている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合において、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後の所轄税務署長に対してする申告等について振替納税を引き続き行うことを可能とするよう運用上の対応が行われ、令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書等について実施される。

TAINSメールニュース No.440 2019.12.5**更正の請求による税額控除の適用の可否～当初申告に控除明細書の添付なし～**

(平30-10-19 札幌地裁 棄却 Z888-2257)

原告が、確定申告した平成27年分の所得税等について、雇業者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除の制度(措置法10条の5の3第1項)の適用がされておらず、控除されるべき額を過大に納付したものとして、更正の請求をしたところ、更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、当該通知処分の取消しを求めた事案です。確定申告書に控除明細書を添付することなく確定申告がされた場合において、更正の請求により本件特別控除が適用されるかが争点ですが、裁判所は次のように判断し、原告の主張を退けました。

措置法10条の5の3第4項は、本件特別控除が適用される

場合を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に〔略〕控除の対象となる雇業者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合」に限定し、これを受けて、「同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された雇業者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限る」と規定しており、本件特別控除が適用されるためには、確定申告書に控除明細書が添付されていないと認められないことになる。

原告は、必ずしも確定申告書に控除明細書を添付することが要求されているものではないと主張するが、更正請求書にのみ控除明細書を添付した場合にまで本件特別控除が適用されることを認めた規定ではないというべきである。

《検索方法》【キーワード】Z888-2257

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.441 2019.12.12**社員税理士の事業所得に係る必要経費～業務委託費及び諸会費**

(平30-05-16 非公開裁決 棄却 F0-1-969)

本件は、公認会計士及び税理士である請求人が、所得税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、事業所得の必要経費に算入した費用又は支出の一部は、必要経費に算入されないなどとして更正処分等をした事案です。請求人は、税理士法人の社員税理士及び同族会社A社の取締役であり、事業としての業務報酬は、税理士法人からの記帳代行受託料及び公認会計士としての政治資金監査報酬です。

審判所は、業務委託費と諸会費については次のとおり判断しています。

請求人がA社に支払った業務委託費が、請求人の業務報酬等の金額に比して過大であること、A社が配偶者の10

0%出資する会社であること等を併せて考えれば、請求人は、A社に対し、業務委託費に相当する金額を移転する目的で業務委託契約の外形を作出したものとみるべきである。

諸会費のうち、税理士会に係る会費は、社員税理士は税理士法人とは別に、社員税理士として、税理士会費を負担する義務がある旨定められているところ、税理士法第48条の14は、税理士法人の社員は自己のために税理士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならない旨規定しており、請求人が税理士法人の社員税理士としての立場で支出したものと認められるから、業務報酬等を得るために直接に要した費用とは認められず、また、本件事業と直接の関係があり、かつ、本件事業の遂行上必要な支出であるとも認められない。

《検索方法》【キーワード】F0-1-969

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

TAINSメールニュース No.442 2019.12.19**多国間を移動する役員的生活の本拠／居住者に該当せず(納税者勝訴)**

(令和元年5月30日 東京地裁 全部取消し 控訴 Z888-2256)

本件は、複数の内国法人と海外法人の代表者である原告が「居住者」に該当するか否かを争点とする事例です。東京地裁は、原告の生活の本拠が日本にあったと認めることはできないから「居住者」には該当しないとして、処分の全部を取り消しました。なお、東京高裁(令和元年11月27日・TAINS未収録)も、地裁と同様に「居住者」には該当しないと判断しています。

客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かは、滞在日数、住居、職業、生計を一にする配偶者等の居所等を総合的に考慮して判断するのが相当である。

原告は、各年を通じて、海外法人の業務に従事し、そのために相応の日数においてシンガポールに滞在し、また世界的なハブ空港があるシンガポールを主な拠点としてインド

ネシアや中国その他の国への渡航を繰り返しており、これらの滞在日数を合わせると年間の約4割に上っていたことなどからすれば、原告の職業活動はシンガポールを本拠として行われていたものと認められ、他方、日本国内における滞在日数とシンガポールにおける滞在日数とに有意な差を認めることはできない。原告と妻は、原告の職業活動に適応した生活の在り方として、妻らの生活の本拠は日本の居宅のままとし、原告が帰国したときに休暇も兼ねて妻らと会うという方法を選択したものであると認められるから、生計を一にする妻らが国内に居住していたことは、原告の生活の本拠が日本国内にあったことを積極的に基礎付けるものとはいえない。これらを総合すると、原告の生活の本拠が日本にあったと認めることはできない。

《検索方法》【キーワード】Z888-2256

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)



■TAINSメールニュース No.443 2019.12.26

収益事業該当性／社会福祉法人が運営する有料老人ホーム

(平31-03-06 福岡地裁 棄却 Z888-2274)

原告が運営する有料老人ホームの運営事業が収益事業に当たるとして、法人税等の更正処分等を受けたのに対し、原告が、本件事業は収益事業に該当せず、非課税である旨主張して、その取消しを求める事案で、裁判所は次のとおり、本件事業は、社会通念上、下宿営業に該当するとして、原告の請求を棄却しました。

本件事業の内容及び態様は、原告が、入居者に対し、建物中にある個室を寝食の場として提供することによって、その対価を得るとともに、食事等のサービスを提供することによって、その対価を得るものであると認められる。

本件事業は、提供される居室及び共用施設並びに各種サービスの内容及びインターネット等を利用した広告等の点において、公益法人等以外の法人が一般的に行う事業と基本的に異なるものではなく、居室の大多数は、県指導指針において必須とはされていない浴室や便所、台所などが備えられており、ペットの飼育も可能であるなど、一般的な賃貸住宅と同程度の機能を備えたものであるし、温泉施設、サウナ、エステルーム、バーラウンジなどの共用施設が利用できることからすると、原告の行っている本件事業は、公益法人等以外の法人の一般的に行う事業と競合するものといえることができる。

《検索方法》【キーワード】Z888-2274

(税法データベース編集室：大高 由美子)

■TAINSメールニュース No.444 2020.01.09

類似業種比準方式～クレーン車売却益の「非経常的な利益」該当性～

(令01-05-14 東京地裁 棄却 Z888-2258)

取引相場のない株式の評価会社であるA社は、主たる事業のほか、移動式クレーン車を貸し出し、オペレーターが揚重作業を行う事業(本件クレーン事業)等も営んでいました。本件では、類似業種比準価額の計算上、クレーン車の売却益が、評価通達183(2)において「1株当たりの利益金額」の計算に際し法人税の課税所得金額から除くこととされている「非経常的な利益」に該当するか否かが争われました。裁判所では、次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。

ある利益が評価会社の「1株当たりの利益金額」の計算に際して除外される「非経常的な利益」に当たるか否かは、その利益が固定資産売却益又は保険差益に該当するか否

かのみによって判断すべきものではなく、評価会社の事業の内容、当該利益の発生原因、その発生原因たる行為の反復継続性又は臨時偶発性等を考慮した上で、実質的に判断するのが相当であると解される。

クレーン車の売却益が、評価会社の重要な収益源であり、かつ、每期継続的に行われ本件クレーン事業から収益を生じさせる源泉となっていたことに加え、同社においても、金融機関等に提出する損益計算書においてクレーン車の売却益を特別損益としての固定資産売却益ではなく収入高(営業利益)として計上していたことを併せ考慮すると、クレーン車の売却益は、評価会社の経常的収益力を構成するものと認められ、「非経常的な利益」に該当しないといえるべきである。

《検索方法》【キーワード】Z888-2258

(税法データベース編集室：依田 孝子)

■TAINSメールニュース No.445 2020.01.16

損害賠償請求権の帰属事業年度／元従業員による窃取した商品のネット販売

(令01-05-16 公表裁決 一部取消し J115-3-10)

本件は、請求人の従業員であった者が、請求人の商品を窃取してインターネットオークションで販売して得た収益について、その収益は請求人に帰属するか、請求人の元従業員に対する損害賠償請求権の額として益金の額に算入すべき金額や帰属事業年度などが争われた事案です。

国税不服審判所は、収益の帰属については、元従業員が主体となって行った取引であり、請求人に帰属しないとしました。損害賠償請求権の発生額とその帰属事業年度については、次のように判断しています。

元従業員が請求人から商品を窃取したことによる損害賠償請求権の額は、その窃取された商品の時価により計算す

べきである。各商品の落札代金の額は、その商品の落札時点における時価の範囲に含まれる額であると認められ、請求人の元従業員に対する損害賠償請求権の額は、元従業員が受領した落札代金等の額により計算するのが相当である。

上記損害賠償請求権は、元従業員が請求人の商品を元従業員の支配下に移した時点で発生すると解される。元従業員は、遅くとも落札代金等が入金された時には、各商品を直ちに発送できるよう、自らの支配下に移したと認められる。したがって、請求人の元従業員に対する損害賠償請求権は、各落札代金等が元従業員名義の銀行口座に入金された時点において順次発生したと解するのが相当である。

《検索方法》【キーワード】J115-3-10

(税法データベース編集室：草間 典子)



TAINSメールニュース No.446 2020.01.23

配当所得／臨時株主総会において取消決議がされた剰余金の配当

(平30-09-03 非公開裁決 棄却 F0-1-995)

本件は、原処分庁が、亡甲(本審査請求後に死亡)が発行済株式総数36,000株のうち29,275株を保有し、代表取締役を務めていたA社の剰余金の配当を申告していないとして所得税等の更正処分等をした事案です。A社は、平成25年10月15日に開催した定時株主総会において、平成25年8月期の配当金額を〇〇〇〇〇〇とする剰余金の配当の支払を決議し、その後、平成25年12月25日に開催した臨時株主総会において、上記配当の支払決議を遡及的に取り消す旨の決議をしました。審判所の判断は次のとおりです。

株式会社の株主の配当支払請求権は、剰余金の配当がその効力を生ずる日に具体化し、以後は、株主としての地位から独立した権利となり、別個に譲渡等の対象となるな

ど、第三者が利害関係を持つ可能性も生じるのであって、仮に、その後の株主総会における配当取消決議によって、かかる配当支払請求権を消滅させることができるものとするならば、法的安定性を著しく害する結果となるから、一旦、独立かつ具体的な権利として発生した配当支払請求権を、株主総会の決議によって剥奪したり変更したりすることはできないというべきである。

本件配当支払請求権は、平成25年10月15日に、本件配当の効力の発生と同時に具体化し、以後、株主としての地位から独立した権利となっているから、本件取消決議は、本件配当支払請求権に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件配当は、本件取消決議により、その効力が無くならない。

〈検索方法〉【キーワード】F0-1-995

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

TAINSメールニュース No.447 2020.01.30

国外居住扶養親族～各人別送金関係書類の法令改正に関する事項の周知～

(平30-11-27 非公開裁決 棄却 F0-1-1017)

請求人が、非居住者である請求人の親族を控除対象扶養親族として扶養控除を適用して所得税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、請求人と生計を一にすることを明らかにする書類の添付又は提示がされていない親族は控除対象扶養親族に当たらないとして更正処分をしたのに対し、請求人は、原処分庁所属の職員から事前に法令の改正について説明がなかったことが原因であるとして、その全部の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断し、請求人の主張を退けました。

請求人は、法令の改正により、国外に居住する者を控除対象扶養親族とするために、各人別に送金関係書類の添付等をすることが必要になったということを知らず、父には送

金したものの母及び義母に送金しなかった。その原因は、原処分庁所属の職員が、請求人に対し、事前に法令の改正について説明をしなかったことにあり、母及び義母に係る扶養控除も適用されるべきである旨主張する。

しかしながら、課税庁は、国税庁ホームページなどにおいて、法令の改正に関する事項を広く一般に周知しているところ、申告納税制度の下における所得税等の確定申告は、納税者自身の判断と責任においてなされるべきこと、また、原処分庁所属の職員が納税者に対して法令の改正について説明をしなければならぬ旨を定めた法令の規定はないことから、原処分庁が、請求人に対し、事前に法令の改正について説明をせず本件更正処分を行ったことに違法な点はない。

〈検索方法〉【キーワード】F0-1-1017

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中

お試し会員への
申し込み方法

- STEP.1 お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。
- STEP.2 お試し会員申込みフォーム <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。
- STEP.3 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。
- STEP.4 お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。



TAINSメールニュース No.448 2020.02.06

仕入税額控除～住宅用賃貸部分を含む中古建物の「用途区分」の判定

(令01-10-11 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2276)

中古不動産の買取再販売を主な事業とする原告が、販売目的で行った課税仕入れである建物の購入のうち、購入時にその全部又は一部が住宅用として賃貸されている建物(各建物)に係る控除対象仕入税額の計算について争った事案です。

主な争点は、住宅用賃貸部分を含む建物の購入が共通課税仕入れに区分されるか否かです。裁判所は、原告が指摘する税務当局の取扱いは個別事例の一つにすぎないなどと判断し、次のとおり原告の請求を棄却しました。

原告は、個別対応方式における用途区分の判定は、課税仕入れの最終的な目的によって行うべきであると主張するが、

用途区分が課税仕入れの行われた日の状況に基づいて判断すべきものであることや、共通仕入控除税額は課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって計算する余地もあることからすると、原告の主張には理由がない。

原告は、各建物をいずれも棚卸資産としていること、各建物の全部又は一部は、購入時に住宅用として賃貸されており、購入によって、賃貸人としての地位を承継し、引渡日以降の賃料を収受していたことが認められる。これらの事情を踏まえ、各課税仕入れが行われた日の状況に基づいて検討すると、各建物は、販売に供されるとともに、一定の期間、住宅用の賃貸にも供されるものであったと認められることから、各課税仕入れは、共通課税仕入れに該当するというべきである。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2276

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

TAINSメールニュース No.449 2020.02.13

更正の予知／調査官と関与税理士の電話応答後の修正申告

(平30-03-01 非公開裁決 棄却 F0-1-953)

原処分庁所属の調査官は、平成28年10月26日、関与税理士に対し、請求人の所得税の調査に係る日程調整を電話で依頼するとともに、調査の目的に関する質問に応じました。本件は、請求人が、同日中に、平成27年分所得税の修正申告をしたところ、過少申告加算税が賦課されたことから、修正申告書の提出は、更正があるべきことを予知してされたものではないと主張して、その取消しを求めた事案です。審判所は、次のように判断して、請求を棄却しました。

通則法65条5項に規定する「調査」とは、机上調査のような租税官庁内部における調査をも含むものと解される場合、調査官が、平成28年10月18日に特定口座年間取引報告書などの資料情報を確認した後、資料情報と確

定申告書の内容とを比較検討する資料を作成していることからすると、調査官は、修正申告書の提出前に「調査」を行い、株式等に係る譲渡所得の申告漏れを把握していたものと認められる。そして、調査官は申告漏れを把握した後に関与税理士に電話をし、電話応答を契機として、関与税理士は、取引報告書に所得税等の源泉徴収が選択されていない旨の表示があることに気付き、修正申告をしたという事実関係が認められる。さらに、関与税理士は、電話応答の内容により調査官が申告漏れを把握しているものと認識していたと認められることからすれば、修正申告書の提出は、「調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するとはいえない。

〈検索方法〉【キーワード】F0-1-953

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&Master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、この情報は、TAINS 本体の判決・裁決等からリンクしており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができるほか、雑誌自体の検索も可能となっています。



TAINSメールニュース No.450 2020.02.20
国外居住扶養親族／送金関係書類

(平30-02-27非公開裁決 棄却 F0-1-899)

請求人が、国外に居住する請求人の妻の父(義父)に係る障害者控除及び扶養控除の適用を求めて更正の請求をしたところ、原処分庁が、義父と生計を一にすることを明らかにする書類の添付又は提示がないから各控除を適用することはできないとして更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った事例です。

請求人が義父に係る送金関係書類であると主張する取引明細書は、国外に居住する義母名義の預金口座の取引明細書の写しであるから、義父の生活費に充てるための支払を必要の都度、義父に対して行ったことを明らかにしたものとはいえず、義父に係る送金関係書類であるとは認められない。

請求人は、義父は、僧侶であり信仰上お金に直接触れることはできないこと、障害者であり、本人が直接取引できる状態でないことから、同居している義父の受任者である義母に義父の生活費を送金しているという事情がある旨主張する。

しかしながら、国外居住扶養親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする居住者は、送金関係書類を、控除の適用を受ける各人別に確定申告書に添付又は提示しなければならない旨規定されており(所法120条3項2号)、その例外を認める規定は設けられていないのであるから、請求人が主張するような事情等があったとしても、義父に係る送金関係書類の添付又は提示を免れるものではない。

<検索方法> 【キーワード】 F0-1-899

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.451 2020.02.27
税理士損害賠償～遺留分減殺請求中の相続税申告と小規模宅地等の特例～

(平30-02-19 東京地裁 一部認容 Z999-0172)

この事案は、遺言により全財産を相続するものとされている原告が、遺留分減殺請求中に、相続税申告を行った税理士Aに対して損害賠償を求めるものです。

裁判所では、そのような状況下において相続税申告業務を行う税理士は、(1)小規模宅地等の特例を適用することなく法定相続分に従った共同相続として申告をする、(2)遺言により全財産を相続したものとして申告をする、のいずれかの方法を選択することになるものと解され、税理士Aは(1)の方法を選択したものと考えられるとしたうえで、次のとおり判断し、原告の損害賠償請求の一部(遺留分減殺請求権者であるB及びCの相続税相当額等)を認容しました。

(1)の方法を選択し、原告と対立関係にあったB及びCの相続税を相続財産から支出した場合、遺留分減殺の解決が長期化すればその間は本来原告が負担すべき税額を超えた支出状態が継続することになる可能性がある上、B及びCから更正請求についての協力を得られないなどの事態も想定されたと考えられる。

上記事実関係の下では、(1)の方法は(2)の方法と比較してリスクが高かったというべきであり、これを採用するのであれば、当該リスクの存在について十分に説明した上で原告の同意を得て行う必要があったというべきである。

税理士Aが(1)の方法を採用したことは不適切であり、相続税申告手続を受任した税理士としての善管注意義務に違反する行為であったというべきである。

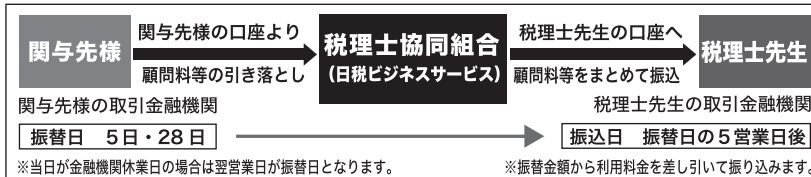
<検索方法> 【キーワード】 Z999-0172

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税理士顧問料の集金は

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

税理士顧問料を専門にお取り扱いする口座振替システムです。
顧問料を関与先様の口座から引き落とし、税理士先生の口座へまとめてお振込みいたします。


【選べる2つの方式】


- 基本料無料で1件335円から利用可能!
- 開業したばかりでこれから関与先様を増やしたい方におすすめ。



- インターネット環境でリアルタイムに効率よく管理したい方におすすめ。
- e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)

選ばれる理由

①

「税理士報酬専門」だから使いやすい!

②

定期・定額の請求以外にも対応!

③

税理士界一筋 45年以上の信頼と実績

ホームページもご覧ください。

報酬自動支払制度 🔍 検索

東京税理士協同組合

 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
 東京税理士協同組合会館 〒151-0051
<http://www.tozeikyo.or.jp>

 お問い合わせ
 資料請求

0120-155-551

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス

ホームページからどうぞ



TAINSメールニュース No.452 2020.03.05
**組織再編成に係る行為計算否認~特定資本関係5
年超要件を満たす適格合併~**

(令01-12-11 東京高裁 棄却・上告等 Z888-2287)

本件は、控訴人が、完全子会社を被合併法人とする適格合併(平成22年改正前の法人税法2条12号の8)を行い、その子会社が有していた未処理欠損金額を控訴人の欠損金額とみなして損金の額に算入したところ、処分行政庁から、法人税法132条の2の適用により、法人税の更正処分等を受けた事案です。

東京高裁も本件更正処分等は適法であるとし、組織再編税制の基本的な考え方及び完全支配関係にある法人間の適格合併について、次のように判断しています。

完全支配関係にある法人間の適格合併については、支配関係にある法人間の適格合併におけるような従業者引継要件及び事業継続要件の定めは設けられていない。しかし

ながら、組織再編税制は、組織再編成の前後で経済実態に実質的な変更がなく、移転資産等に対する支配が継続する場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるということを基本的な考え方としており、また、先に組織再編税制の立案担当者の説明を引用して判示したとおり、組織再編税制は、組織再編成により資産が事業単位で移転し、組織再編成後も移転した事業が継続することを想定しているものと解される。

完全支配関係にある法人間の適格合併について、当該基本的な考え方が妥当しないものと解することはできないから、当該適格合併においても、被合併法人から移転した事業が継続することを要するものと解するのが相当である。

《検索方法》【キーワード】Z888-2287

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.453 2020.03.12
**税理士損害賠償/相続税対策でされたDESに
係る債務消滅益の説明義務違反**

(令01-08-21 東京高裁 控訴棄却、請求認容 Z999-0174)

本件は、不動産の賃貸及び管理等を目的とする株式会社である被控訴人が、顧問契約を締結していた税理士法人である控訴人に対し、控訴人は、被控訴人に対して約11億円の貸金等債権を有する被控訴人の前代表者甲の相続税の節税のため、被控訴人に有利な方法(清算方式)があるのに、その助言指導をせず、DESを提案し、その際、当該DESにより被控訴人に多額の債務消滅益が生じ、法人税が課税されるリスクがあることを説明せず、本来支払う必要のなかった法人税等相当額の損害などを被ったとして、税務顧問契約の債務不履行又は不法行為に基づき、損害額合計3億2902万7820円及び遅延損害金の支払を求める事案です。裁判所は、次のとおり判断して控訴人の控訴を棄却しました。

控訴人は、被控訴人に対し、顧問税理士として、租税関係法令に適合した範囲内で、課税上最も有利となる方法を検討して、その方法を採用するように助言指導する義務を負っているものであり、また、DES方式を提案するに当たり、債務消滅益課税について具体的な説明をし、法人税及び相続税の課税負担を少なくし、より節税の効果が得られる清算方式を採用するよう助言指導する義務があった。

控訴人が本件DESによって債務消滅益が発生することを正しく説明していれば、被控訴人は2億9000万円の法人税の課税を避けるため、多少のデメリットがあっても清算方式を採用したものと推認できるから、上記義務違反と法人税の課税との間に相当因果関係はないという控訴人の主張は採用し得ない。

《検索方法》【キーワード】Z999-0174

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて
税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています
◆全税共の事業◆
VIP大型総合保障制度

| | |
|------------|--|
| 経営者大型保険 | 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります |
| 経営者保険総合プラン | 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります |
| 経営者スーパープラン | ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています |
| 団体所得補償保険 | 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します |
| 新・団体医療保険 | 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します |
| 介護・がん補償保険 | 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります |

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



全国税理士共栄会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F TEL.03(5740)8331 FAX.03(5740)8333 <http://www.zenzeikyo.com/>



■TAINSメールニュース No.454 2020.03.19

個人法人間における土地の貸借関係～賃貸借及び使用貸借の土地の評価～

(令01-08-19 非公開裁決 一部取消し F0-3-667)

請求人らが、亡父の相続により取得した宅地の価額について、法人に賃貸している土地は借地権価額を控除した価額により亡父の相続税の申告をしたところ、原処分庁が、当該土地の一部について「土地の無償返還に関する届出書」(本件届出書)が提出されているから、相当地代通達を適用すべきであるとして更正処分を行ったのに対し、請求人らが、当該届出書は、その記載内容に誤りがあるから無効であるとして争った事案です。審判所は、次のように判断しました。

本件病院敷地は、医療法人が被相続人らから借り受けており、合意に基づく本件届出書は、有効なもの認められる以上、たとえ、本件届出書の記載内容に誤り等が見受けられたとしても、相当地代通達の定めにより評価すべきである。

本件薬局敷地上には、同族会社(本件会社)が所有する薬局建物が存しており、本件会社は、薬局建物を建築する際に、被相続人らに対し権利金を支払わず、その後平成21年8月まで地代を支払っていない。しかしながら、被相続人らと本件会社の間には賃貸借契約書は存在しないものの、昭和55年から現在に至るまで長期間にわたって薬局建物の敷地として利用しており、土地の貸借において当事者の一方が法人である場合には、その間の取引は第三者間における取引と同様の経済的合理性によるべきであり、個人が法人に対して建物の所有を目的として土地の使用を許諾したときに、同土地に借地権が設定されたものと認めるべきである。したがって、本件薬局敷地については、相当地代通達の定めではなく、評価通達25『貸宅地の評価』の定めにより、評価すべきである。

《検索方法》【キーワード】F0-3-667

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

■TAINSメールニュース No.455 2020.03.26

重加算税～外部からうかがい得る特段の行動は認められないとして一部取消し

(平30-11-12 非公開裁決 一部取消し F0-3-658)

被相続人の配偶者である請求人名義の定期貯金が申告漏れになったことについて、原処分庁は、隠蔽があるとして、重加算税の賦課決定処分を行いました。この処分に対し、事実を隠蔽又は仮装したか否かが争点の一つとなった事案です。

審判所は、請求人は、高齢であり、長年にわたり被相続人と2人で農業に従事した上、その所得の全部が被相続人に帰属するという法的知識を有していたとは認め難いから、本件定期貯金を請求人の固有の財産と理解していたとしても不自然とまでいうことはできないなどと認定し、重加算税の賦課決定処分については、次のとおり違法であると判断し、一部を取り消しました。


原処分庁が提出する請求人の上申書及び質問応答記録

書については、その信用性を認めることができないから、上申書及び質問応答記録書からだけでは、請求人が、当初申告の当時、本件定期貯金が被相続人に係る相続財産に含まれると認識していたと認めることはできない。また、原処分庁が主張するように、請求人が税理士や調査担当職員に、本件定期貯金の存在を告げなかったとしても、それが過少申告の意図を外部からうかがい得る特段の行動と認めることもできない。

当初申告は、事実を隠蔽又は仮装したところに基づくものとはいえないから、通則法第68条第1項所定の重加算税の賦課要件を満たさない。したがって、重加算税の賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分は違法である。

《検索方法》【キーワード】F0-3-658

(税法データベース編集室：藤原 真由美)



「うっかりミス」
「思い込みミス」を防ぐため、
いま一度の確認をお願いします。

**届出書提出状況の確認が、
事故防止につながります。**

株式会社日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
ホームページ [ぜいばいほけん](#) [検索](#)

**税理士職業
賠償責任保険**

TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel が必要になります。



各種申請書
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権・根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任・委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の貸借・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ

- ・2時間で分かる決算書の見方
 - ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
 - ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
 - ・これだけは知っておきたい改正高年齢者雇用安定法
- ビデオライブラリ・正高年齢者雇用 ...



ビジネスサポート
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

ダウンロードランキング

- 1位 ◆労働条件通知書兼雇用契約書
- 2位 ◆就業規則(変更)届(H24.04)
- 3位 ◆時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届
- 4位 ◆建物賃貸借契約書(居住目的〔借地借家法適用〕)
- 5位 ◆コンサルティング業務委託契約書
- 6位 ◆定款 取締役1名のみを設ける場合(株式会社・設立)(H30.06)
- 7位 ◆定時株主総会議事録 取締役及び(互選以外の)代表取締役全員重任の場合(株式会社・役員変更)(H30.06)
- 8位 ◆賃貸借契約書(汎用モデル)
- 9位 ◆懲戒解雇通知
- 10位 ◆就業規則 無期雇用者用【従業員10人以上用の事業場】(R01.09)

キーワードセット



検索によく使われるキーワードが予め用意。検索条件の保存もできます。

税理士がよく検索するキーワードがあらかじめ用意されています。キーワードを選択するだけでデータベースの検索に最適な検索ワードに変換して検索を実行します。また、よく使う検索条件を保存して後から簡単に再利用することが可能です。

横断検索



一回の検索で、横断的に情報を探すことができます。

一度検索すると、判決・裁決はもちろんのこと、関連する雑誌目次や、第一法規、国税庁、国税不服審判所などの情報を、横断的に閲覧することが可能です。別々のサービスで何度も検索する手間は掛かりません。なお、提携先は随時増える予定です。

スマートフォン対応

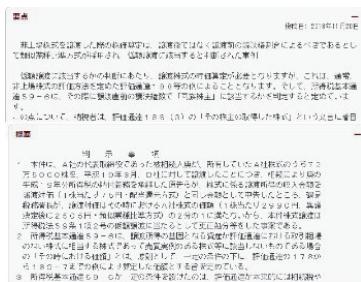


調査の現場、電車での移動中、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでも。

TAINS はスマートフォンやタブレットに対応していますので、電車での移動中やご自宅で思い立った時など、いつでもどこでも利用することができます。

TAINS の便利な機能

「概要」と「要点」



裁判官視点の「概要」と、税理士視点の「要点」。

判決・裁決には、税理士自らが重要と思う箇所を加工せずに本文から抜き出して整理した「概要」を収録。また注目度の高い判決・裁決には、税理士が判決をどのように見ているかをまとめた「要点」が収録されています。

いいね



役立つ情報は、「いいね」の数で一目瞭然です。

TAINS では、役に立った情報に「いいね」を付けることを推奨しています。税理士たちの集合知によって、役立つ情報が目立つ仕組みになっています。

ブックマーク



後から読み返したい情報はブックマークすることができます。

後で読み返したい情報や、保存しておきたい情報は、ブックマークして後からいつでも参照することが可能です。また階層構造で保存できるので、自分がかかりやすい形でジャンル分けして管理することも可能です。

1 税法データベース収録情報一覧 2020.3.31現在

| | 所得 税 | 法 人 税 | 相 続 税 | 消 費 税 | 他 国 税 | 地 方 税 | そ の 他 | 計 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 判 決 | 6,120 | 3,279 | 1,515 | 294 | 517 | 346 | 790 | 12,861 |
| 裁 決 | 2,005 | 1,538 | 1,135 | 425 | 217 | 10 | 1 | 5,331 |
| 通 達 | 3,566 | 4,690 | 2,000 | 741 | 21 | 0 | 246 | 11,264 |
| 相 談 事 例 | 3,743 | 3,934 | 2,824 | 2,404 | 125 | 1 | 325 | 13,356 |
| その他文書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 88 | 88 |
| 行政文書 | 84 | 141 | 0 | 19 | 2 | 0 | 1,924 | 2,170 |
| 計 | 15,518 | 13,582 | 7,474 | 3,883 | 882 | 357 | 3,374 | 45,070 |

・裁決には、非公開裁決2,847件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は8,551件です。

2 収録期間 2020.3.31現在

| 国 税 | 収 録 期 間 | |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 重要判決 | 昭和40年以前 |
| 判 決 | 税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和元年12月11日まで | |
| | 裁 決 | 裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和元年12月24日まで |
| その他 | | 判決・裁決 |

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧 2020年3月31日現在

| 会 別 | 個人会員 | 法人会員 |
|---------|-------|------|
| 東 京 | 2,285 | 21 |
| 東京地方 | 686 | 5 |
| 千 葉 県 | 240 | 1 |
| 関 東 信 越 | 554 | 1 |
| 近 畿 | 1,189 | 4 |
| 北 海 道 | 190 | 0 |
| 東 北 | 344 | 0 |
| 名 古 屋 | 479 | 1 |
| 東 海 | 332 | 3 |
| 北 陸 | 155 | 1 |
| 中 国 | 328 | 1 |
| 四 国 | 167 | 0 |
| 九 州 北 部 | 288 | 0 |
| 南 九 州 | 233 | 0 |
| 沖 縄 | 73 | 0 |
| 小 計 | 7,543 | 38 |
| そ の 他 | 242 | |
| 合 計 | 7,823 | |

TAINS研修会のお知らせ

名古屋税理士会

日 時：令和2年6月24日（水）
14：00～17：00

会 場：名古屋税理士会館
講 師：熊王征秀 住吉 真
テーマ：「誤りやすい消費税の実務」

九州北部税理士会

日 時：令和2年7月3日（金）
14：00～17：00

会 場：九州北部税理士会館
講 師：若林俊之 草間典子
テーマ：「裁判例等からみる譲渡所得の留意点」

※新型コロナウイルスの影響により、延期あるいは中止となる可能性があります。最新情報はTAINSのホームページ「お知らせ・トピックス」の「研修情報」をご確認ください。



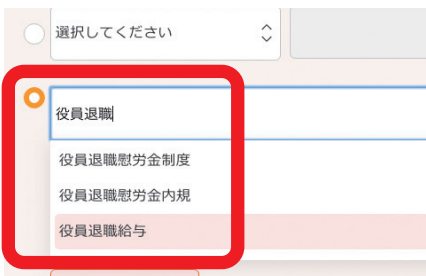
- 発行日／2020年4月15日（VOL.26 通巻第222号）
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／西村 高史
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail：info@tains.or.jp
- HP：https://www.tains.org

生まれ変わったタイムズ・シックス ぜひご体感下さい!!



進化した「タイムズ・シックス」の新しい機能

新しく、使いやすくなった検索機能



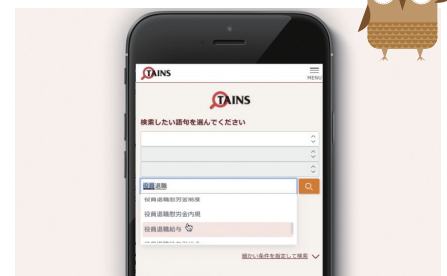
ワードを入力すると、TAINS キーワードの候補が提示され、最適な検索をサポートします。

外部と連携して進化していく横断検索



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

スマートフォンにも対応

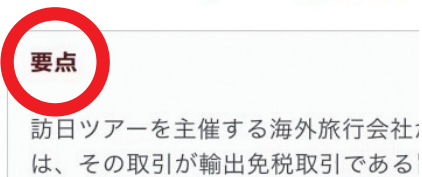


TAINS6はスマホやタブレットに対応しました。調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

税理士視点の「要点」

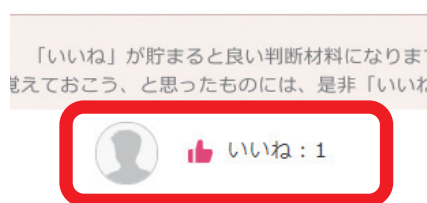


平成28年2月24日判決
【輸出免税/外国人主催の訪日旅行】



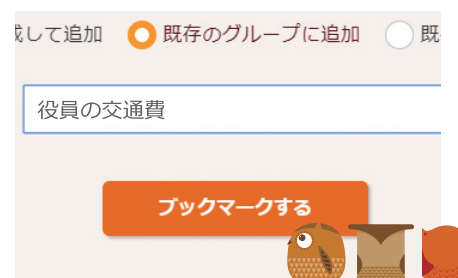
判決・裁判については、税理士視点による『要点』を新たに収録していきます。

税理士の集合知としての「いいね」



ユーザーである税理士の集合知によって、役立つ情報が一目でわかります。

便利なブックマーク



後から読み返したい情報はブックマークすることができます。

『タインズ・シックス』はサービス面でもバージョンアップしました。

■「無料お試し会員」もスタート



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

| 会費・利用料 | |
|--|---|
| 個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small> | 法人会員 <small>税理士法人でライセンス以上ご利用の方はこちら。</small> |
| 月払い 2,018円 (税込) | 月払い 4,037円～ (税込) |

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。
 FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

| | | | |
|---|-------------------|---|-----------|
| フリガナ | 税理士 (法人) 登録番号 | 所属税理士会 | 所属支部 |
| 氏名 / 法人名 | | | |
| メールアドレス ^{※1} | | | |
| 会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください | 口座振替 ・ クレジットカード決済 | 会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください | 月払い ・ 年払い |

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的 (メールニュース・研修等の TAINS からのお知らせ) の範囲内で適切に取り扱いたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID 及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
 TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
 Mail: info@tains.or.jp HP: https://www.tains.org

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊社独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に―。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。

是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 **江本 英仁**（関東信越税理士会 会長）



税理士 団体保障

選べる医療保障 マイセレクト

団体介護保障

おしどり保障

所得補償

個人年金

普通年金

大型年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

